

岡山県美作高等学校 いじめ問題対策基本方針

〈いじめ問題対策の基本的な考え方〉

- ・ からかいや冷やかしの嫌なことを言われる、無視されるなどにより（ネット上、例えばSNSなどを含む）、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、生徒が感じる被害性に着目して、「いじめ」に該当するか否かを判断することとする。判断は以下の委員会にて行う。
- ・ 「いじめ対策委員会」を校内に設置している。委員会でそれぞれの立場から意見を出し合い、組織的取り組みを行う。場合によっては、スクールカウンセラーや学校医など、専門家の意見も聞きながら組織的に対応する。
- ・ 教職員間で情報を共有し、教職員全体で統一的、継続的な指導を行う。

〈いじめ対策委員会〉

生徒指導担当教頭、生徒課長、生徒指導主任、各学年主任、教育相談課長、養護教諭および教職員でない関係者（PTA会長、PTA副会長、同窓会副会長）を委員とする。上記のように、スクールカウンセラーや学校医など、専門家の意見も聞き対応することもある。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 校長のリーダーシップのもと、生徒、保護者との信頼関係構築に努め、小さなことでも見逃さないように努める。
- ・ 「いじめ」や「人権」に関する教職員対象の研修会を行う。
- ・ 学年団ごとまたは全校生徒を対象に、年に複数回、人権に関する教育を行うことで、未然防止を行う。また、1年次の「社会と情報」の授業を中心に、「情報モラル」「ネット上のトラブルの防止」「SNSを使用する際の注意事項」等、情報化社会を安全に生きる力を養う。
- ・ 心理アンケート（i-check）や「いじめアンケート」を定期的に行い、いじめの早期発見、早期対応を行う。
- ・ 「いじめ」が疑われる場合、または生徒・保護者から訴えが会った場合には、すみやかに聞き取りやアンケート調査、個別面談等を実施し、「いじめ対策委員会」に報告する。委員会で情報を共有し、すみやかに対応策について協議・決定し、いじめられた生徒を守るべく組織的対応を行う。
- ・ いじめられた生徒の心のケアに努めるとともに、居場所・学習環境の確保を図り、学校の対応を保護者とも共有し、協力を求める。
- ・ いじめた生徒には「学校はいじめを許さない」という毅然とした態度を示し、再発防止のための措置（特別指導など）を行う。
- ・ 教育相談室長・教育相談アドバイザーを中心に、教育相談体制のさらなる充実に努める。
- ・ スクールカウンセラーや学校医、PTA・同窓会役員、場合によってはソーシャルワーカーや青少年育成センター、サポートセンター、警察等、外部機関との連携強化を図る。
- ・ 津山市内高校生生徒指導連絡協議会等を通じて、他校との連携・情報交換を行う。

岡山県美作高等学校 いじめ対策基本方針

令和5年8月策定

いじめに関する現状と課題

・本校では生徒同士のトラブルが発生した場合、いじめ対策委員会内で共通理解を図り、当委員会、生徒課、学年団、担任を中心に指導している。トラブルの多くはからかいや冷やかしの嫌なことを言われる、無視される、ネット上、例えばSNSなどによるものが多い。いじめを許さないという姿勢のもと、教職員による組織的対応を心がけている。

いじめ問題対策の基本的な考え方

・からかいや冷やかしの嫌なことを言われる、無視されるなどにより（ネット上、例えばSNSなどを含む）、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、生徒が感じる被害性に着目して、「いじめ」に該当するか否かを判断することとする。判断は以下の委員会にて行う。

・「いじめ対策委員会」を校内に設置している。委員会ですべての立場から意見を出し合い、組織的取り組みを行う。場合によっては、スクールカウンセラーや学校医など、専門家の意見も聞きながら組織的に対応する。

・教職員間で情報を共有し、教職員全体で統一的、継続的な指導を行う。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
・学校の基本方針をホームページで公開する。 ・保護者に対する文書を通じ、本校取り組みを周知する。 ・スクールカウンセラーや学校医、PTA、同窓会役員、場合によってはソーシャルワーカーや青少年育成センター、サポートセンター、警察等、外部機関との連携強化を図る。 ・市内生徒指導連絡協議会等を通じて校外の生徒に関する情報収集に努める。	・校長のリーダーシップのもと、生徒、保護者との信頼関係構築に努め、小さなことでも見逃さないように努める。 ・いじめ対策委員会（教頭、生徒課長、生徒指導主任、各学年主任、教育相談課長、養護教諭および教職員でない関係者（PTA会長、PTA副会長、同窓会副会長）を委員とする）を設置し、アンケートの実施、事案が発声した場合の対応を協議し、全教職員に通知すると共に、解決に向け対応する。	・左記関係機関との連携は教頭を窓口とする。

学校が実施する取り組み

① い じ め の 防 止	・「いじめ」や「人権」に関する教職員対象の研修会を行う。 ・学年団ごとまたは全校生徒を対象に、年に複数回、人権に関する教育を行うことで、未然防止を行う。また、1年次の「社会と情報」の授業を中心に、「情報モラル」「ネット上のトラブルの防止」「SNSを使用する際の注意事項」等、情報化社会を安全に生きる力を養う。
② 早 期 発 見	・心理アンケート（i-check）や「いじめアンケート」を定期的に行い、いじめの早期発見、早期対応を行う。 ・教育相談室を常時設置し、生徒が相談しやすい体制を整えている。 ・学年団ごとまたは全校生徒を対象に、年に複数回、人権に関する教育を行うことで、未然防止を行う。また、1年次の「社会と情報」の授業を中心に、「情報モラル」「ネット上のトラブルの防止」「SNSを使用する際の注意事項」等、情報化社会を安全に生きる力を養う。 ・心理アンケート（i-check）や「いじめアンケート」を定期的に行い、いじめの早期発見、早期対応を行う。
③ い じ め へ の 対 処	・「いじめ」が疑われる場合、または生徒・保護者から訴えが会った場合には、すみやかに聞き取りやアンケート調査、個別面談等を実施し、「いじめ対策委員会」に報告する。委員会で情報を共有し、すみやかに対応策について協議・決定し、いじめられた生徒を守るべく組織的対応を行う。 ・いじめられた生徒の心のケアに努めるとともに、居場所・学習環境の確保を図り、学校の対応を保護者とも共有し、協力を求める。 ・いじめた生徒には「学校はいじめを許さない」という毅然とした態度を示し、再発防止のための措置（特別指導など）を行う。